

独立行政法人大学入試センター大学入学共通テスト企画委員会規則

平成30年10月1日
規則第14号

改正 令和元年7月31日規則第27号
改正 令和元年9月30日規則第43号
改正 令和元年12月31日規則第65号
改正 令和2年3月31日規則第78号

独立行政法人大学入試センター大学入学共通テスト企画委員会規則

(設置)

第1条 独立行政法人大学入試センター（以下「センター」という。）に、大学入学共通テスト（以下「共通テスト」という。）の企画立案に関して次の各号に掲げる事項を調査審議するため、大学入学共通テスト企画委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 一 共通テストの総括及び連絡調整
- 二 共通テストの実施計画、出題教科・科目、出題範囲等の基本方針の策定
- 三 共通テストの実施方法及び情報処理に係る基本方針の策定及びその他重要な事項
- 四 共通テストの受験上の配慮に係る基本方針の策定及びその他重要な事項
- 五 共通テストの問題作成に係る基本方針の策定及びその他重要な事項
- 六 共通テストにおける Computer Based Testing（以下「CBT」という。）を活用した新たな試験実施方法等に係る基本方針の策定及びその他重要な事項
- 七 その他理事長が必要と認める事項

(委員)

第2条 委員会は、30人以内の委員で組織する。

2 委員は、試験・研究統括官のほか次の各号のいずれかに該当する者のうちから、理事長が委嘱する。

- 一 大学、大学共同利用機関法人又はセンター以外の独立行政法人の教授又は准教授
- 二 高等学校等教育関係者
- 三 学識経験者
- 四 実施方法部会部会長
- 五 配慮事項部会部会長
- 六 問題作成部会部会長及び副部会長
- 七 問題点検第一部会部会長
- 八 問題点検第二部会部会長
- 九 新教育課程試験問題調査研究特別部会長
- 十 CBT活用検討部会長

十一 その他理事長が必要と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。

2 前項の規定にかかわらず、理事長が特に認めた場合は、2年未満の任期とすることができる。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長を置き、委員のうちから理事長が指名する。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 委員会に副委員長を置き、試験・研究統括官をもって充てる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき、又は事故があるときは第2項の職務を代行する。

(委員会の招集)

第5条 委員会は、理事長の求めに応じ、委員長が招集する。

2 委員長は、特に必要があると認めた場合は、委員に対し、書面等による審議を行うことができる。

3 前項の書面等による審議を行った場合は、委員長が招集する次の委員会に報告しなければならない。

(定足数及び議決)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立し、その議事は出席した委員の過半数で決し可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 前項において、出席できない委員は、書面をもって表決をなし、又は他の委員に表決を委任することができるものとし、この場合は出席したものとみなす。

(委員会の運営)

第7条 委員会は非公開とし、委員会の議事の概要はこれを公表する。

(臨時委員)

第8条 委員会に、委員のほか特別な事項について調査審議を行うため、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、次の各号のいずれかに該当する者の中から、理事長が委嘱する。

一 大学、大学共同利用機関法人又はセンター以外の独立行政法人の教授又は准教授

二 高等学校等教育関係者

三 学識経験者

四 その他理事長が必要と認める者

3 臨時委員の任期は、委嘱した年度の末日までとする。

4 臨時委員は、委員長の要請に応じて委員会に出席し、必要な意見を述べることができる。ただし、臨時委員は、委員会の定足数に含まない。

5 臨時委員は、議決に加わることができない。

(審議結果等の報告)

第9条 委員長は、審議結果又は審議経過を理事長に報告する。

(意見の聴取)

第10条 委員会は、調査審議を行うに当たって、必要に応じ委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）以外の学識経験者その他理事長が認めた者を出席させて意見又は助言を求めることができる。

(秘密保持)

第11条 委員等は、委員等としての職務を遂行する上で知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 前条により委員会に出席した者は、当該委員会への出席により知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

(解嘱)

第12条 委員等が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これを解嘱する。

一 禁錮以上の刑に処せられた場合

二 心身の故障のため職務の執行ができないと認められる場合

2 理事長は、委員等が委員等としての職務を遂行する上での義務違反その他委員等たるに適しない行為があると認めるときは、これを解嘱することができる。

(部会)

第13条 委員会に、次の部会を置くことができる。

一 実施方法部会

二 配慮事項部会

三 問題作成部会

四 問題点検第一部会

五 問題点検第二部会

六 新教育課程試験問題調査研究特別部会

七 C B T活用検討部会

八 得点調整検討部会

(ワーキンググループ)

第14条 委員会に、特別な事項について調査審議を行うため、ワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループに座長を置き、委員のうちから委員長が指名する。

(庶務)

第15条 委員会の庶務は、試験企画課において処理する。

(雑則)

第16条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 独立行政法人大学入試センター新テスト実施企画委員会について（平成 30 年大学入試センター理事長裁定）は、廃止する。

附 則（令和元年 7 月 31 日）

この規則は、令和元年 8 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 12 月 31 日）

この規則は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。